



平成 26 年 5 月 28 日

各 位

大阪府中央区道修町 1 丁目 6 番 7 号
株式会社 O D K ソリューションズ
代表取締役社長 西井 生和
(コード番号: 3839 東証 J A S D A Q)
問い合わせ先: 取締役総務部長 勝根 秀和
電話番号: (06) 6202-0413
U R L : <http://www.odk.co.jp>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」について、平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 51 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

株主総会開催予定日	平成 26 年 6 月 25 日 (水)
効力発生日	平成 26 年 6 月 25 日 (水)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第32条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設) (新設)	(選任方法) 第32条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3</u> 当会社は、会社法第329条第2項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 <u>4</u> 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(任 期) 第33条 (条文省略) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(任 期) 第33条 (現行どおり) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。
付 則 (施行年月日) 第1条 本定款は、平成<u>25</u>年<u>10</u>月<u>1</u>日から改定施行する。	付 則 (施行年月日) 第1条 本定款は、平成<u>26</u>年<u>6</u>月<u>25</u>日から改定施行する。

以 上